



当協会のおゆみ

昭和12年 8月 社団法人東京信用保証協会設立登記
同 12年 9月 業務開始
同 24年10月 財団法人東京信用保証協会設立登記

社団法人東京信用保証協会の一切を継承

同 28年 8月 信用保証協会法公布施行
同 29年 7月 信用保証協会法に基づく認可法人に組織変更
同 33年 7月 中小企業信用保険公庫設立
同 38年12月 保証債務の最高限度額引上げ

基本財産の37.5倍から50倍

同 61年11月 当座貸越根保証(略称 **当貸L**)の取扱い開始
同 62年 2月 長期経営資金保証(略称 **長経**)の取扱い開始
同 62年 7月 事業者カードローン当座貸越根保証(略称 **当貸S**)の取扱い開始
同 63年11月 1中小企業(業務方法書第1の1項の規定)に対する保証限度額を2億円に引上げ実施(現行の限度額)

平成 2年 4月 保証債務の最高限度額引上げ(現行の限度額)

基本財産の50倍から60倍

同 3年10月 基本理念、およびシンボルマークを改定、コミュニケーションネーム{「東京ギャランティ」(TOKYO GUARANTEE)}を制定
同 7年11月 保証限度額の一部引上げと信用保証料の一部引下げを実施

無担保保険に係る保証2,000万円から3,500万円
特別小口保険に係る保証500万円から750万円
新事業開拓保証1億5,000万円から2億円(組合等は3億円から4億円)
無担保保険または特別小口保険に係る保証の保証料率を5%引下げ

同 9年 6月 季節資金特別保証制度(略称 **季節**)創設
同 10年 4月 短期資金特別保証制度(略称 **活力**)創設
同 10年 6月 保証対象中小企業者の範囲を拡大

資本金1億円(卸売業7,000万円、小売・サービス業5,000万円)以下
従業員300人(卸売業100人、小売・サービス業50人)以下

同 10年10月 保証限度額の一部引上げ

無担保保険に係る保証3,500万円から5,000万円
特別小口保険に係る保証750万円から1,000万円

同 11年 2月 中小企業金融安定化特別保証制度(略称 **安定化**)創設
同 11年 9月 中堅企業特別保証制度(略称 **中堅**)創設
中小企業金融安定化特別保証制度 創業関連(略称 **安定化S**)、
経営資源活用関連(略称 **安定化V**)の創設
同 11年12月 保証対象中小企業者の範囲を拡大(現行の規模要件)

資本金3億円(卸売業1億円、小売・サービス業5,000万円)
従業員300人(卸売・サービス業100人、小売業50人)

同 12年 3月 第1回東京都CLO対応資金融資保証制度(略称 **CLO**)実施
同 12年 4月 特定社債保証制度(略称 **私募債**)創設
同 12年12月 保証限度額の一部引上げ

無担保保険に係る保証5,000万円から8,000万円

同 13年 1月 保証協会債権回収(株)設立
同 13年 3月 中小企業金融安定化特別保証制度終了
同 13年 4月 保証協会債権回収(株)事業開始
同 13年12月 売掛債権担保融資保証制度(略称 **売債**)創設

保証限度額の一部引上げ
特別小口保険に係る保証1,000万円から1,250万円
新事業創出関連保証の無担保保険に係る保証1,000万円から1,500万円

昭和30年12月 八王子支所開設
同 45年 1月 池袋支所開設
同 46年 4月 五反田支所開設
同 47年 4月 立川支所開設
同 47年10月 錦糸町支所開設・本所分室設置
同 50年 4月 新宿支所開設
同 55年 6月 千住支所開設
平成元年 5月 上野支所開設
同 3年 4月 渋谷支所開設
同 5年 9月 葛飾支所開設
同 7年 6月 用賀センター開設
同 8年 2月 大田支所開設
同 10年 5月 本所建替のため移転・有楽町分室設置
同 12年 5月 新本所ビル完成により現在地に移転・本所分室・有楽町分室を統合
同 16年 8月 「本所」「支所」を「本店」「支店」へ呼称変更
同 18年 5月 創業アシストプラザ開設
同 19年 4月 創業アシストプラザ多摩分室開設
同 22年 7月 八重洲分室設置
同 24年 4月 経営支援部設置

おゆみのあゆみ

コンテンツ

プロフィール

経営方針

平成29年度事業報告

業務概要

個人情報保護

コンプライアンス

定款

資料編

役員名簿・組織機構図

当協会のあゆみ

事業所のあゆみ

同 14年 4月	保証協会債権回収株式会社(東京営業所多摩分室)開設
同 14年12月	事業再生保証制度(略称 再生)創設
同 15年 2月	資金繰り円滑化借換保証制度(略称 資金繰)創設
同 15年 4月	信用保証料率改定 保証協会債権回収株式会社(東京営業所五反田分室・錦糸町分室・上野分室)開設
同 16年 1月	東京再生サポート保証制度(略称 再生サポート)創設
同 16年10月	無担保当座貸越根保証制度(略称 当貸ホップ)創設
同 18年 1月	特定社債保証制度(略称 私募債)拡充
同 18年 4月	信用保証料率体系の改正 保証利用資格要件の緩和(所在地・業歴要件) 保証条件の緩和(連帯保証人) 当座貸越根保証制度改正
同 19年 5月	共同システムの稼働
同 19年 8月	流動資産担保融資保証(略称 ABL)、事業再生保証 特定信用状関連保証、事業再生円滑化関連保証、再挑戦支援保証の創設
同 19年10月	責任共有制度の実施 小口零細企業保証制度の創設
同 20年10月	原材料価格高騰対応等緊急保証制度の創設
同 20年11月	予約保証制度の創設
同 21年 6月	中小企業承継事業再生関連保証の創設
同 21年 8月	商店街活性化事業関連保証、商店街活性化支援関連保証の創設
同 21年12月	条件変更対応保証制度の創設
同 22年 2月	景気対応緊急保証制度の創設
同 23年 3月	東日本大震災により被災した中小企業者に対する「災害関係保証」の取扱い開始 景気対応緊急保証制度終了
同 23年 5月	東日本大震災復興緊急保証制度の創設
同 24年 9月	東京企業力強化連携会議の構築
同 24年10月	経営力強化保証制度の創設
同 26年 1月	事業再生計画実施関連保証制度(略称 改善サポート)の創設
同 26年 2月	「経営者保証に関するガイドライン」の適用開始、経営者保証ガイドライン対応保証制度の創設
同 26年10月	プロパー貸付同時実行型特別保証制度(略称 タイアップ)の創設 創業保証における信用保証料の一部割引実施(略称 アーリー1000 、 アーリー1500) 平成27年3月末日まで取扱)
同 27年 4月	「企業サポート推進プロジェクト」発足 創業関連保証・創業等関連保証の信用保証料率引下げ 短期資金特別保証制度(略称 活力)の改正(新略称 活力プラス)
同 27年 8月	地域産業資源活用支援関連保証の創設
同 27年10月	特定非営利活動法人(NPO法人)に対する保証取扱い開始 サポートワン特別保証制度(略称 サポートワン)の創設(平成28年3月末日まで取扱)
同 28年 3月	借換保証制度の改正(条件変更改善型借換保証(略称 条変改善借換))の創設)
同 28年 7月	経営力向上関連保証の創設
同 28年12月	ビジネスチャンスナビ2020連携保証制度(略称 ナビ連携)の創設(平成29年3月末日まで取扱) 健康企業応援・ダイバーシティ推進保証制度(略称 健康DS保証)の創設
同 29年 7月	地域経済牽引事業関連保証、地域経済牽引支援関連保証の創設
同 29年 9月	創立80周年記念特別保証制度(略称 サンクス80)の創設(平成30年3月末日まで取扱)
同 30年 4月	信用補完制度の見直し 保証限度額の一部引上げ

創業関連保険に係る保証1,000万円から2,000万円

特別小口保険に係る保証1,250万円から2,000万円

小口零細企業保証1,250万円から2,000万円

危機関連保証制度の創設
経営安定関連保証5号の責任共有対象化
特定経営承継関連保証の創設
事業承継サポート保証制度の創設
自主廃業支援保証制度の創設
財務要件型無保証人保証制度の創設
経営者保証を不要とする保証事務取扱の変更

お知らせ

コンテンツ

プロフィール

経営方針

事業報告
平成29年度

業務概要

個人情報
保護

コンプライアンス
態勢

定款

資料編

役員名簿・
組織機構図

当協会の
あゆみ

事業所の
ご案内